

令和8・9年度 津島市競争入札参加資格審査申請要領 【物品供給・その他業務】

物品の製造や購入又はその他業務の競争入札（オープンカウンタを含む。）に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望する方は、適正な申請をしていただきますようお願いします。

以下、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）を利用して入札参加資格申請（以下「電子申請」という。）を行う手続きについて次のように定めます。

1 申請者の要件

資格審査を希望する方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 資格審査を希望する営業の種類については、法令等による営業の登録を必要とする場合、免許又は許可を必要とする場合は当該登録及び免許等を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 略

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2以下 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。)

- (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

（3）国税、愛知県税及び津島市税が未納でないこと。

（4）津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月19日
津島市長・愛知県津島警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

2 申請の方法

（1）申請をする方は、電子調達システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ホームページ <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

※これまでにあいち電子調達共同システム（物品等）へ申請を行われた方は、必ず「継続申請」を行ってください。それ以外の方は「新規申請」を行ってください。

（2）法人が申請する際の申請単位は、法人単位（本店）となります。営業所単位での申請は受け付けることができません。

（3）契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所（本店を含む）に限ります。ただし、許可、登録等の関係でやむを得ず複数の営業所での申請が必要な場合は、津島市役所総務部総務デジタル課に確認ください。契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。

（4）申請においては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」をプリントし、必要事項を記入していただいてから電子調達システム（物品等）に入力してください。

（5）申請データの送信後、速やかに共通審査自治体及び申請先自治体に別送書類を郵送してください。

3 受付期間

（1）定時受付

令和8年1月5日（月）～令和8年2月16日（月）

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

（2）隨時受付

令和8年4月1日（水）～令和10年2月15日（火）

平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）
の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

申請データの送信後、別表に掲げる書類を各1部、所定期限までに提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、申請日において発行日より3か月以内のものとします（写し可）。

（1）提出期限

① 定時受付

データ送信日から7日以内必着

（最終提出期限は、令和8年2月24日（火）必着）

② 隨時受付

データ送信日から7日以内必着

※上記①、②の提出期限が休日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

（2）提出先

<共通審査自治体>

共通審査自治体は、電子調達システム（物品等）で自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で提出先の確認をお願いします。

<津島市に提出する必要がある場合>

郵便番号 496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地

津島市 総務部 総務デジタル課 庶務グループ 宛に郵送してください。

5 資格審査

資格審査は、申請者の要件をみたしていることを調査します。

6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にログインして「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

別送書類及び申請データに不備がある場合には、補正指示が出されますので、補正期限（期限が明記されていない場合は5日以内）までに補正申請を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、この通知後、電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、令和8年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

（1）定時受付

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで有効とします。

（2）随時受付

入札参加資格決定の日から令和10年3月31日まで有効とします。

（毎月15日までに審査が完了した申請は、翌月1日が入札参加資格を決定した日になります。）

9 入札参加資格決定後における登録内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに電子調達システム（物品等）により変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る変更手続きは、令和8年4月1日（月）からとなります。

10 その他

（1）申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、入札に参加できなくなる場合や入札参加資格を取り消す場合があります。

（2）申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、証明書面は、入札参加資格の有効期間内は、保管しておいてください。

（3）電子調達システム（物品等）の利用に際しては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認及び同意が必要です。

（4）資格が認定された方は、電子調達システム（物品等）の入札情報サービスで申請内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。

（5）令和8年4月1日以降、すでに津島市以外の自治体で資格認定を得ており、追加で津

島市へ申請したい場合は、電子調達システム（物品等）から「団体追加申請」を行ってください。

（6）本電子申請には IC カードは必要ありません。ただし、電子入札への参加には IC カードの購入、登録が必要になります。

9 問い合わせ先

システムの操作に関すること・・・・・・あいち電子調達共同システム（物品等）

ヘルプデスク

電 話 0120-511-270

メール helpdesk@buppin.e-aichi.jp

内容に関すること ・・・・・・津島市 総務部 総務デジタル課

庶務グループ

電 話 0567-55-9606

問い合わせ時間 ・・・・・・平日 午前9時から午後5時まで

別表 別送書類一覧

書類名	提出の要否		摘要				
	法人	個人					
別送書類送付書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	電子調達システム（物品等）から印刷したもの				
登記事項証明書	<input type="radio"/>	—	法務局で発行のもの。（法務局登記官が証明したもの）				
身元（身分）証明書	—	<input type="radio"/>	本籍地の市区町村長が証明したもの。（日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面））				
納税証明書 (国税)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>税務署で発行のもの</p> <p>【法人の場合】 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3の3 未納がないことの証明)</p> <p>【個人の場合】 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3の2 未納がないことの証明)</p>				
納税証明書 (愛知県税)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">共通審査自治体が「愛知県」のとき</td> <td style="width: 50%;">書類の提出は不要です ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。</td> </tr> <tr> <td>共通審査自治体が「愛知県」以外のとき</td> <td> <p>県税事務所で発行のもの</p> <p>【法人の場合】 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用）</p> <p>【個人の場合】 「個人事業税」、「自動車税種別割」の納税証明書（未納の税額がないこと用）</p> </td> </tr> </table>	共通審査自治体が「愛知県」のとき	書類の提出は不要です ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。	共通審査自治体が「愛知県」以外のとき	<p>県税事務所で発行のもの</p> <p>【法人の場合】 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用）</p> <p>【個人の場合】 「個人事業税」、「自動車税種別割」の納税証明書（未納の税額がないこと用）</p>
共通審査自治体が「愛知県」のとき	書類の提出は不要です ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。						
共通審査自治体が「愛知県」以外のとき	<p>県税事務所で発行のもの</p> <p>【法人の場合】 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用）</p> <p>【個人の場合】 「個人事業税」、「自動車税種別割」の納税証明書（未納の税額がないこと用）</p>						

津島市が独自に設定する要件に関する書類

書類名	提出の要否	摘要
納税証明書 (津島市税)	津島市に納税義務があるとき	完納証明書

対象業務一覧表

業務1 物品の製造・販売	
営業種目（中分類）	取扱内容（小分類）
01.コピー	01:コピー 02:マイクロ写真製作 99:その他
02.荒物・雑貨	01:食器類 02:タオル製品 03:ビニール・プラスチック製品 04:日用雑貨 05:清掃用品 06:ごみ袋 07:自動車用品 08:雨具 09:漆器 10:木・竹製品 11:金物類 12:扇子・うちわ 13:靴・鞄 14:ベルト 15:ゴム製品 16:玩具 17:塗料 99:その他
03.薬品・試薬・農薬	01:一般用医薬品 02:医療用医薬品 03:試薬 04:農薬 05:工業薬品 06:動物用薬品 07:水処理薬品 08:プール用薬剤 09:凍結防止剤 10:衛生材料 11:ワクチン 99:その他
04.医療・理化学・計測機器	01:医療機器 02:理化学機器 03:計測機器 04:測量機器 05:環境測定機器 06:歯科技工物 07:介護福祉器具 99:その他
05.一般印刷	01:一般印刷（ポスター・パンフレット等のカラー印刷物、又は1万部以上の印刷物）
06.軽印刷	01:軽印刷（各種報告書等の3色以下で、かつ、1万部未満の印刷物）
07.フォーム印刷	01:フォーム印刷
08.出版・製本	01:美術印刷出版 02:活版印刷出版 03:グラビア印刷 04:雑誌出版 05:製本 06:手帳製作 07:各種帳簿製作 08:電子出版 99:その他
09.地図	01:地図製作 02:地図印刷 99:その他
10.農業・園芸用品	01:草花・種子・樹木 02:農業・園芸用品 03:肥料 04:飼料 05:庭石 99:その他
11.映像・音楽用品	01:楽器・楽譜 02:CD・レコード 03:映画フィルム・ビデオソフト 99:その他
12.紙・紙製品	01:紙 02:封筒（印刷付き封筒を含む） 03:ダンボール 99:その他
13.看板・旗・標識・徽章	01:看板 02:旗・のぼり・垂幕 03:徽章 04:シルクスクリーン印刷 05:シール印刷 06:盾・トロフィー・メダル 07:七宝製品 08:道路標識 09:保安用品 10:反射材製品 11:交通安全用品 12:プラスチック加工製品 13:ビニール加工製品 14:マグネット 99:その他
14.機械・器具	01:農業機械 02:木工機械 03:金工機械 04:工作機械 05:建設機械 06:各種産業機械 07:工業用ポンプ 08:空調機器 09:自動販売機 10:遊園器具 11:舞台装置（大型照明・音響） 12:印刷関連機器 13:焼却炉 14:生ごみ処理機 15:電気機器 16:各種計器類（各種メーター） 17:給排水機器 99:その他
15.ゴム印・印章	01:ゴム印・印章・スタンパー
16.写真機器	01:カメラ 02:映写機 03:投影機 04:光学機械器具 05:写真用品 06:現

	像・焼付 99:その他
17.自動車・自転車	01:乗用車 02:貨物自動車 03:乗合自動車 04:二輪自動車 05:消防用車両 06:救急用車両 07:清掃用車両 08:建設用特殊車両 09:その他架装車・特種用途自動車 10:自動車部品 11:自転車・自転車部品 12:遊戯用自転車 99:その他
18.船舶	01:大型船舶 02:小型船舶 03:ヨット・カヌー 04:船舶用機械 05:船舶部品 99:その他
19.航空機	01:飛行機 02:ヘリコプター 03:航空用機械 04:航空機部品 99:その他
20.警察用品・消防防災用品	01:警察用被服 02:警察用品 03:消防用被服 04:消火器 05:消防用機材 06:警報装置 07:防災用品 08:鞄・履き物 09:ヘルメット 99:その他
21.食料品	01:お茶 02:弁当 03:菓子 04:食品・食材 05:非常用食料 99:その他
22.スポーツ用品	01:武道用品 02:体育施設用品 03:一般スポーツ用品 99:その他
23.燃料	01:ガソリン・軽油 02:重油 03:灯油 04:潤滑油 05:L P ガス 06:圧縮天然ガス 07:海上給油 08:都市ガス 99:その他
24.繊維製品	01:制服 02:作業服・事務服 03:帽子 04:呉服・織物 05:テント・シート 99:その他
25.寝具・室内装飾・家具	01:ふとん・毛布 02:ベッド 03:カーテン 04:じゅうたん・カーペット 05:畳・ふすま 06:既製家具 07:特注家具 99:その他
26.資材・素材	01:木材 02:鋼材 03:コンクリート 04:土砂 05:舗装材 06:溶接材 07:上下水道材 08:軸・壁・屋根材 09:建具・内外装材 10:ガラス・サッシ材 99:その他
27.厨房機器	01:流し台・調理台 02:調理器 03:給茶機 04:食器洗浄機 05:食器消毒保管庫 06:業務用冷蔵庫・冷凍庫 99:その他
28.ガス器具	01:ストーブ 02:コンロ 99:その他
29.電気製品	01:一般家電製品 02:視聴覚機器 99:その他
30.通信機器	01:有線通信機器 02:無線通信機器 99:その他
31.電算機器	01:大型コンピュータ 02:パソコン 03:O A周辺機器 04:O A関連消耗品 99:その他
32.文房具・事務用機器	01:文房具 02:事務用機器 03:事務用家具 04:額縁 05:金庫 99:その他
33.時計・貴金属・眼鏡	01:時計 02:貴金属 03:宝石 04:眼鏡 99:その他
34.学校教材等	01:学校教材 02:保育教材 03:玩具・遊具 04:図書館用品 99:その他
35.電力	01:電力
36.贈答用品	01:贈答用品 02:ギフトカタログ商品 99:その他
37.図書	01:一般図書 02:新聞 03:外国図書 99:その他
38.特殊物品	01:動物 02:美術品 03:選挙用品 99:その他

業務2 物品の買受け	
営業種目（中分類）	取扱内容（小分類）
01.不用品買受	01:金属屑 02:古紙 03:繊維屑 04:合成樹脂 05:ゴム屑 06:ウエス 07:農業機械 08:建設機械 09:各種産業用機械 10:自動車 11:自動二輪車 12:自動車部品 13:自転車 14:船舶 15:航空機 16:パソコン・OA機器 17:電化製品 18:立竹木 99:その他
業務3 役務の提供等	
営業種目（中分類）	取扱内容（小分類）
01.建物等各種施設管理	清掃 01:庁舎清掃 02:病院清掃 03:室内環境測定 04:配水管清掃 05:舗装道機械清掃 06:雨水排水施設機械清掃（枠・排水管等） 07:公園清掃 08:公衆トイレ清掃 09:遊具清掃 99:その他
	機械設備保守点検 01:電気設備 02:冷暖房・空調設備 03:冷蔵・冷凍設備 04:ボイラー設備 05:エレベータ設備 06:エスカレータ設備 07:自動ドア 08:道路トンネル附帯設備 09:街灯・屋外照明灯設備 10:信号設備 11:ポンプ設備 12:定温設備 13:自家用電気工作物 99:その他
	通信設備保守点検 01:電話交換機 02:無線設備（防災行政無線等） 03:コンピュータ関連機器 04:テレビ設備 99:その他
	消防設備保守点検 01:火災報知器 02:消火設備 03:非常通報装置 99:その他
	測定機器保守点検 01:大気測定機器 02:水質測定機器 03:試験検査・医療機器 99:その他
	浄化槽等清掃・点検 01:浄化槽清掃 02:浄化槽保守点検 03:汚水枠清掃 04:汚水処理施設保守点検 05:汲み取り処理 99:その他
	貯水槽等清掃・点検 01:貯水槽清掃 02:貯水槽保守点検 03:井戸清掃（排土砂等） 99:その他
	上・下水道施設管理 01:上水道施設管理（運転・点検・保守） 02:下水道施設管理（運転・点検・保守） 03:上・下水道料金検針・徴収 04:上・下水管漏水調査 99:その他
	専用施設管理（運転・点検・保守） 01:河川浄化施設管理 02:排水施設管理 03:道路排水施設管理 04:ごみ焼却施設管理 05:体育施設管理 06:遊具管理 07:噴水施設管理 08:

	<p>プール施設管理 09:共同溝施設管理 10:水門等施設管理 99:その他</p> <p>植物管理</p> <p>01:除草・草刈 02:草地・樹木管理 03:草花管理 04:チップ堆肥化 05:ビル緑化 06:都市緑化 07:森林整備 99:その他</p> <p>病害虫、ねずみ、蜂等駆除</p> <p>01:建物病害虫駆除 02:樹木病害虫駆除 03:ねずみ駆除 04:白蟻駆除 05:害鳥駆除 06:蜂駆除 07:医療器具滅菌 99:その他</p> <p>廃棄物・リサイクル</p> <p>01:一般廃棄物処理(収集・運搬) 02:一般廃棄物処理(処分) 03:産業廃棄物処理(収集・運搬) 04:産業廃棄物処理(処分) 05:特別管理産業廃棄物処理(収集・運搬) 06:特別管理産業廃棄物処理(処分) 07:自動車引取り 08:自動車フロン回収 09:自動車解体 10:自動車破碎 11:古紙リサイクル 99:その他</p> <p>警備・監視</p> <p>01:施設警備 02:機械警備 03:会場警備 04:プール監視 05:防災監視 06:エレベータ運転操作 99:その他</p> <p>受付</p> <p>01:受付(庁舎・施設) 02:電話交換 03:駐車場管理運営(警備業法適用外) 04:会場案内 99:その他</p>
02.運搬・保管等	<p>運搬・保管</p> <p>01:引越・事務所移転 02:美術品運搬 03:土砂運搬 04:給食配送 05:倉庫 06:特殊倉庫 99:その他</p>
	<p>梱包・発送</p> <p>01:梱包作業 02:ダイレクトメール 03:宅配便 99:その他</p>
	<p>輸送</p> <p>01:一般貨物輸送 02:海上輸送 99:その他</p>
03.映画等製作・広告・催事	<p>映画等製作</p> <p>01:映画 02:ビデオ 03:テレビ番組 04:写真撮影 99:その他</p>
	<p>広告</p> <p>01:広告企画・代行 99:その他</p>
	<p>催事</p> <p>01:イベント企画 02:会場設営 03:展示 04:音響 05:舞台照明 99:その他</p>
	<p>デザイン</p> <p>01:デザイン 02:展示物等の製作 99:その他</p>
04.自動車等点検整備	<p>01:自動車点検・車検 02:自動車整備 03:自動二輪車点検整備 04:船舶点検整備 05:航空機点検整備 99:その他</p>

05.給食	01:病院給食 02:学校給食（調理員派遣） 03:学校給食（デリバリー） 04:食器洗浄 99:その他
06.検査・測定	01:大気・空気測定 02:水質・土壤測定 03:騒音・振動測定 04:臭気測定 05:ダイオキシン測定 06:作業環境測定 07:放射能測定 08:アスベス ト測定 09:人間ドック 10:集団検診（人間ドックを除く） 11:臨床 検査 12:理化学検査 13:電波障害 99:その他
07.調査委託	01:市場調査 02:世論調査 03:環境調査 04:企業調査 05:建築調査 06: 電気通信関係調査 07:総合研究所 08:地理調査 09:遺跡発掘調査 10: 交通関係調査 11:不動産鑑定 12:土地家屋調査 13:不動産登記 14:福祉 関係調査 15:農業関係調査 16:観光関係調査 99:その他
08.コンピュータサービ ス	01:システム開発 02:データ処理 03:Web ページ作成 04:インター ネット関連サービス 05:ネットワーク整備 06:オペレーション 07:コ ンピュータ研修 08:コンピュータサポート業務 09:システム調査・分 析 99:その他
09.航空写真・図面	01:航空写真・図面製作 02:写図 03:地図製作 99:その他
10.クリーニング	01:一般被服 02:寝具 03:カーテン 04:防災加工 05:医療関連クリー ニング（基準寝具類・滅菌処理） 06: 医療関連クリーニング（基準 寝具類以外（白衣、手術衣等）） 99:その他
11.リース・レンタル	01:建物（仮設ハウス・トイレ等） 02:樹木 03:機械器具 04:電子計算 機（汎用機、サーバ等） 05:情報関連機器（パソコン、小型プリンタ 等） 06:複写機（複写サービスを含む） 07:ファクシミリ 08:医療機 器 09:介護福祉器具 10:基準寝具 11:家具・室内装飾・寝具 12:清掃用 具・玄関マット 13:自動車 14:イベント用品 99:その他
12.保険業	01:生命保険 02:自動車保険 03:損害保険（自動車保険を除く） 99: その他
13.旅客業	01:旅行 02:ハイヤー 03:タクシー 04:バス運行業務 05:運転代行業 務 99:その他
14.審査業務	01: I S O 審査業務 02:経営診断業務 99:その他
15.外国語	01:外国語通訳・翻訳 02:外国語研修 99:その他
16.その他の業務委託等	01:手話 02:速記 03:研修 04:楽器調律 05:図書等整理 06:人材派遣 07:筆耕・タイプ 08:医療事務 09:放置駐車車両確認 10:気象情報提供 11:機密文書・データ廃棄 12:マイクロフィルム撮影 13:入浴・介護 14:溶接・鉄工 15:火葬炉残骨灰処理 16:施設内売店業務 99:その他